

## 神辺小学校PTA規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(名称) 第1条 本会は神辺小学校に在籍する児童の保護者と教職員の会（略称PTA）と称し、事務局を神辺小学校内におく。</p> <p>(目的) 第2条 本会は児童が正しく健やかに育つために、学校と家庭と社会とがその責任を分けあい、互いに協力して児童の幸福のために努力すると共に、会員の教養を高め自らをみがき地域社会や国の発展に貢献し、またそれを実行できる児童を育むことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。 1. 児童の福祉の増進に関すること。 2. 会員の教養を向上すること。 3. その他本会の目的達成のこと。</p> <p>(会員) 第4条 本会は神辺小学校に在籍する児童の保護者と、教職員をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 本会に次の役員を置く。 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・監査委員 2名 ・理事 若干名 ・学級委員 数十名 ・事務局員 若干名</p> <p>(役員の仕事) 第6条 ・会長は本会を代表して会務を統括する。 ・副会長は会長を補佐し、会長が事故のあるときはその職務を代行する。 ・監査委員は本会計を監査する。 ・理事は、各事業の遂行を補佐する。 ・事務局員は本会の庶務・会計を処理する。 ・学級委員は学級に関する事項を分掌する。また分担し活動にあたる。</p> <p>(役員を選出) 第7条 ・会長、副会長、監査委員、理事は本部役員会において選考し、総会で承認を得る。 ・学級委員は学級ごとに2名ずつ選出する。</p>	<p>(名称) 第1条 本会は神辺小学校に在籍する児童の保護者と教職員の会（略称PTA）と称し、事務局を神辺小学校内におく。</p> <p>(目的) 第2条 本会は児童が正しく健やかに育つために、学校と家庭と社会とがその責任を分けあい、互いに協力して児童の幸福のために努力すると共に、会員の教養を高め自らをみがき地域社会や国の発展に貢献し、またそれを実行できる児童を育むことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。 1. 児童の福祉の増進に関すること。 2. 会員の教養を向上すること。 3. その他本会の目的達成のこと。</p> <p>(組織) 第4条 本会は前条の事業を行うために、次の各部を置く。  1. 学年教育部—学級PTA活動の推進ならびに連絡・調整にかんすること。 会員の研修に関すること。 2. 保健安全部—交通安全に関すること。ならびに校外指導に関すること。 3. 環境美化部—児童及び会員の健康増進に関すること。ならびに環境整備に関すること。</p> <p>(会員) 第5条 本会は神辺小学校に在籍する児童の保護者と、教職員をもって組織する。</p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。 ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・理事 若干名 ・監査委員 2名 ・各部 部長 1名、副部長 若干名、委員 十数名 ・事務局員 若干名</p> <p>(役員の仕事) 第7条 ・会長は本会を代表して会務を統括する。 ・監査委員は本会計を監査する。 ・部長は所轄事務を司る。 ・副会長（副部長）は会長（部長）を補佐し、会長（部長）が事故のあるときはその職務を代行する。 ・学年教育部委員は学級に関する事項を分掌する。他の各部委員はそれぞれの部務を分掌する。 ・事務局員は本会の庶務・会計を処理する。 ・理事は、本部役員を補佐する。</p> <p>(役員を選出) 第8条 次の役員は総会において承認する。 会長 副会長 部長 副部長 監査委員 ・会長、副会長、監査委員は理事会において選考し、総会で承認を得る。 (副会長は女子会員より1名以上選出する) ・理事は、本部役員承認のもと、会長が委嘱する。 ・部長、副部長は全体役員会で選考し、総会で承認を得る。  ・学級委員は学年ごとに3名ずつ選出する。 ・選出された学級委員は分担して各部に所属する。 ただし、学級委員長は学年教育部に所属する。</p>	<p></p> <p>削除</p> <p>一部削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p>

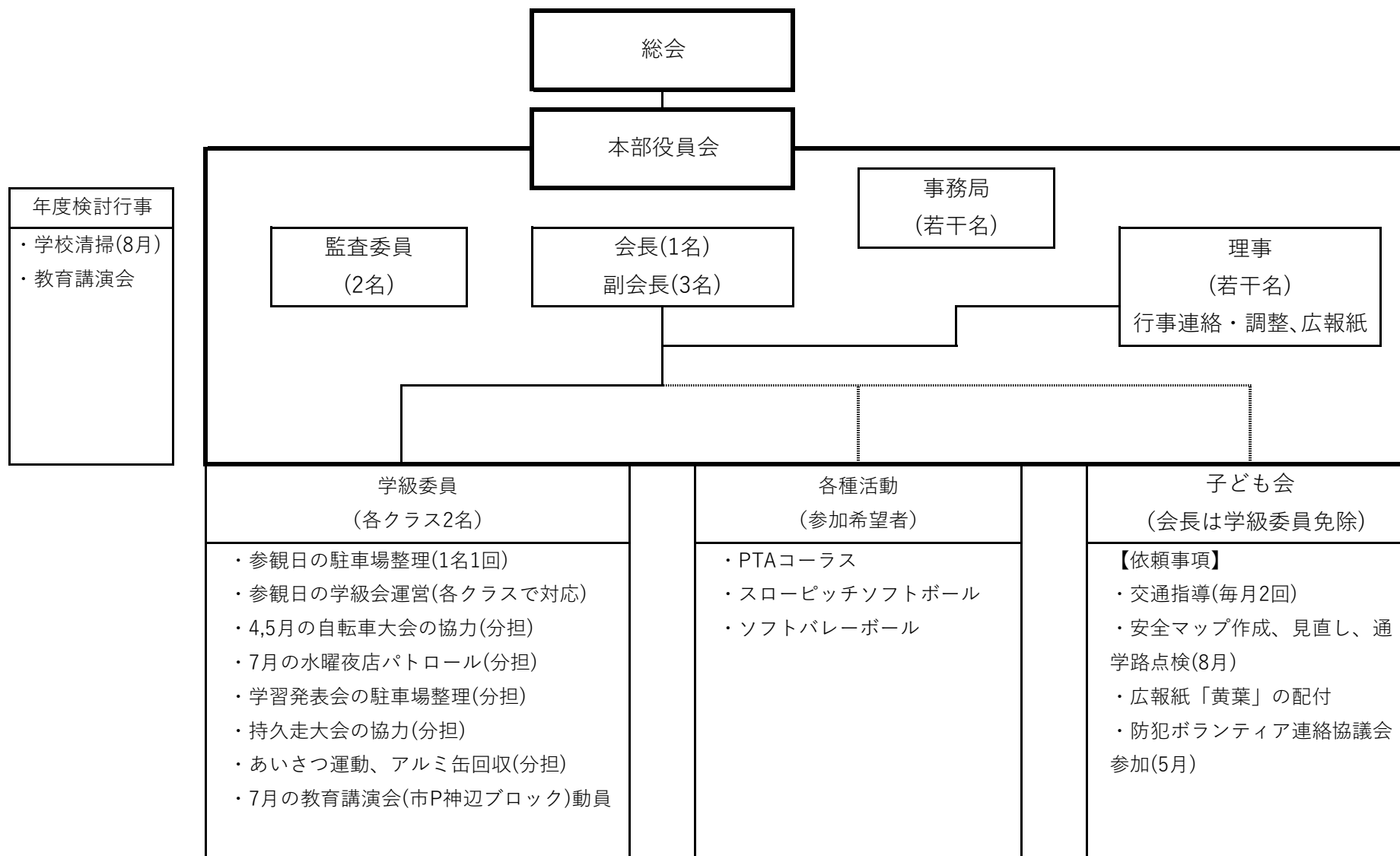
## 神辺小学校PTA規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(役員の任期)</p> <p>第8条 本部役員の任期は2ヶ年とする。本部役員以外の任期は1ヶ年とする。ただし役員の再選は妨げない。欠員を生じた場合は補充する。欠員の補充は、本部役員会において選出する。これらの承認は通知による。何れもその任期は前任者の在任期間とする。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第9条 すべて役員の任期は1ヶ年とする。ただし役員の再選は妨げない。欠員を生じた場合は補充する。欠員の補充は、会長、副会長、は理事会において、部長、副部長、監査委員はそれぞれの部より選出する。これらの承認は通知による。何れもその任期は前任者の在任期間とする。</p>	任期変更
<p>(会議)</p> <p>第9条 本会は次の会議をもつ。 ・総会 ・本部役員会 ・全体役員会 ・学級会 ・学年会</p>	<p>(会議)</p> <p>第10条 本会は次の会議をもつ。 ・総会 ・本部役員会 ・理事会 ・全体役員会 ・部会 ・学級会 ・学年会</p>	一部削除
<p>(総会)</p> <p>第10条 総会は毎年1回年度当初に開く。ただし会長が必要と認めたととき、及び全会員の1/3以上の要求があった場合は臨時に開催することができる。 総会は本会の最高機関であって、審議する事項は次の通りである。 1. 規約の改正 2. 役員の承認（欠員補充の場合は前条に規定による。） 3. 年間主要行事の決定 4. その他、重要な事項</p>	<p>(総会)</p> <p>第11条 総会は毎年1回年度当初に開く。ただし会長が必要と認めたととき、及び全会員の1/3以上の要求があった場合は臨時に開催することができる。 総会は本会の最高機関であって、審議する事項は次の通りである。 1. 規約の改正 2. 役員の承認（欠員補充の場合は前条に規定による。） 3. 年間主要行事の決定 4. その他、重要な事項</p>	
<p>(本部役員会)</p> <p>第11条 本部役員会は、会長、副会長、監査委員、理事、事務局員をもって構成し、会長が必要と認められた場合にこれを招集し、本会の企画・運営にあたる。</p>	<p>(本部役員会)</p> <p>第12条 本部役員会は、会長、副会長、監査委員、部長、副部長、事務局員をもって構成し、会長が必要と認められた場合にこれを招集し、本会の企画・運営にあたる。</p>	一部削除
	<p>(理事会)</p> <p>第13条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要と認められた場合にこれを招集し、本部役員会の補佐にあたる。</p>	削除
<p>(全体役員会)</p> <p>第12条 全体役員会は全役員で構成し、事業の計画に参与し、その執行にあたる。</p>	<p>(全体役員会)</p> <p>第14条 全体役員会は全役員で構成し、事業の計画に参与し、その執行にあたる。</p>	
	<p>(部会)</p> <p>第15条 部会は各部委員で構成し、部務の計画・運営にあたる。</p>	削除
<p>(学級会)</p> <p>第13条 学級会は学級児童の保護者と学級担任をもって構成し、本会の趣旨に基づき学級関係の会務を計画執行する。</p>	<p>(学級会)</p> <p>第16条 学級会は学級児童の保護者と学級担任をもって構成し、本会の趣旨に基づき学級関係の会務を計画執行する。</p>	
<p>(学年会)</p> <p>第14条 学年会は同学年学級会で構成し、学年の会務を執行する。</p>	<p>(学年会)</p> <p>第17条 学年会は同学年学級会で構成し、学年の会務を執行する。</p>	
	<p>(町内会PTA)</p> <p>第18条 削除</p>	
<p>(経費)</p> <p>第15条 本会に要する経費は、会費及び事業益金をもってこれにあてる。ただし、必要に応じて総会の義を経て会員より集金することができる。また、本会に賛助する目的の寄付を受けることは妨げられない。</p>	<p>(経費)</p> <p>第19条 本会に要する経費は、会費及び事業益金をもってこれにあてる。ただし、必要に応じて総会の義を経て会員より集金することができる。また、本会に賛助する目的の寄付を受けることは妨げられない。</p>	
<p>(諸会議の経費)</p> <p>第16条 学級会、学年会に要する経費は、必要に応じてその都度当該会の義を経て、会員より集金して別途会計を持つことができる。</p>	<p>(諸会議の経費)</p> <p>第20条 学級会、学年会に要する経費は、必要に応じてその都度当該会の義を経て、会員より集金して別途会計を持つことができる。</p>	
<p>(会費)</p> <p>第17条 すべての会費の集金単位は一世帯とする。</p>	<p>(会費)</p> <p>第21条 すべての会費の集金単位は一世帯とする。</p>	
<p>(会計監査)</p> <p>第18条 本会計は、年1回以上は必ず監査委員の監査を受けることを要する。</p>	<p>(会計監査)</p> <p>第22条 本会計は、年1回以上は必ず監査委員の監査を受けることを要する。</p>	
<p>(会計年度)</p> <p>第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	

## 神辺小学校PTA規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>附 則</p> <p>第1条 本会規約施行にあたっては、別に細則を設けることができる。</p> <p>第2条 細則については、本部役員会において協議決定する。</p> <p>第3条 本規約は、1999年4月1日よりこれを施行する。 2006年4月27日よりこれを施行する。</p> <p>第4条 年間行事計画決定、新役員承認のための総会は、毎年度始め行う。</p> <p>第5条 2020年2月20日一部改定（町内会部、町内会PTAの廃止） 2020年4月1日より適用する。</p> <p>第6条 2023年 月 日一部改定（部会の廃止） 2024年4月1日より適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 本会規約施行にあたっては、別に細則を設けることができる。</p> <p>第2条 細則については、本部役員会において協議決定する。</p> <p>第3条 本規約は、1999年4月1日よりこれを施行する。 2006年4月27日よりこれを施行する。</p> <p>第4条 年間行事計画決定、新役員承認のための総会は、毎年度始め行う。</p> <p>第5条 2020年2月20日一部改定（町内会部、町内会PTAの廃止） 2020年4月1日より適用する。</p>	

### 神辺小学校PTA組織図（案）



年度検討行事

- ・ 学校清掃(8月)
- ・ 教育講演会

<p>本部役員会</p>		
<p>監査委員 (2名)</p>	<p>会長(1名) 副会長(3名)</p>	<p>事務局 (若干名)</p>
<p>理事 (若干名) 行事連絡・調整、広報紙</p>		
<p>学級委員 (各クラス2名)</p>	<p>各種活動 (参加希望者)</p>	<p>子ども会 (会長は学級委員免除)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参観日の駐車場整理(1名1回)</li> <li>・ 参観日の学級会運営(各クラスで対応)</li> <li>・ 4,5月の自転車大会の協力(分担)</li> <li>・ 7月の水曜夜店パトロール(分担)</li> <li>・ 学習発表会の駐車場整理(分担)</li> <li>・ 持久走大会の協力(分担)</li> <li>・ あいさつ運動、アルミ缶回収(分担)</li> <li>・ 7月の教育講演会(市P神辺ブロック)動員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTAコーラス</li> <li>・ スローピッチソフトボール</li> <li>・ ソフトバレーボール</li> </ul>	<p>【依頼事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通指導(毎月2回)</li> <li>・ 安全マップ作成、見直し、通学路点検(8月)</li> <li>・ 広報紙「黄葉」の配付</li> <li>・ 防犯ボランティア連絡協議会参加(5月)</li> </ul>